

平成28年度第1回北海道子どもの未来づくり審議会  
子ども・子育て支援部会 議事録

日時：平成28年5月31日（火）16:00～18:00  
場所：かでの2・7 1060会議室

開 会

【子ども未来推進局・金子主幹】

本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから「平成28年度北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会」を開催いたします。

私は、保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課の金子と申します。議事に入るまでの間、本日の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、子ども未来推進局長の佐藤からご挨拶を申し上げます。

開会挨拶

【子ども未来推進局・佐藤局長】

北海道保健福祉部子ども未来推進局長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席を賜り、心からお礼申し上げます。

先週ですが5月23日に、平成27年の合計特殊出生率が公表されました。平成27年の合計特殊出生率は、全国が前年から0.04ポイント増の1.46、本道は0.02ポイント増の1.29と、いずれも増加しておりますけれども、本道は全国ワースト3と変わらず、依然として、少子化の流れを変えるには至っていない状況になっております。

少子化には、未婚化や晩婚化・晩産化のほか、核家族化の進行や雇用環境など様々な要因や背景が複雑に絡み合っていることに加えまして、近年は、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子育てに関わる環境の変化がございます。

こうした背景などもございまして、昨年度から、子ども・子育て支援新制度がスタートいたしまして、社会全体で子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深めるとともに、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえて、幼児期の教育や保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることとされたところでございます。

また、5月18日に開催された一億総活躍国民会議におきまして、「ニッポン一億総活躍プラン」の案が取りまとめられまして、近く、閣議決定されるものと考えられますが、このプランの目標の一つに、「希望出生率1.8」の実現が掲げられておりまして、アベノミクス新三本の矢の第二の矢となり

ます「夢をつむぐ子育て支援」として、妊娠・出産・育児に関する不安の解消、多様な保育サービスの充実や保育サービスを支える多様な人材の確保などの取組を重点的に進めることとされているところでございます。

道では、子ども・子育て支援法に基づきまして「地方版子ども・子育て会議」として設置いたしましたこの支援部会からもご意見もいただきまして、平成27年度から31年度までの5年間の計画期間とする支援計画を策定いたしまして、結婚支援施策などと一体的な推進を図っているところでございます。今年度予算においては、これまでの支援策に加えまして、各ライフステージにおいて強化が必要な施策を一つのパッケージといたしまして、結婚や出産、子育ての希望をかなえる環境づくりを目指して、一連の施策を市町村と一体となって推し進め、少子化対策の加速化を図ることとしております。

こうした中、最近の報道などでも大きく取り上げられておりますが、保育所の待機児童の解消や保育士等の人材の確保などが全国的な課題となっております。本道の待機児童数は減少傾向にあるものの、一部の市町村では恒常的に待機が発生しています。また、年度途中に増加するニーズに十分に対応しきれていない実態もございます。

道といたしましては、各地域の子どもや保護者、資源の状況などに応じながら、保育などの子育て支援策の必要量と質ともに確保・充実が図られるよう、市町村への支援や連携した取組などを進めますとともに、制度上の改善などにつきまして粘り強く国に要望などいたしまして、地域で安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できる環境作りに向けまして、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、待機児童の解消のための国の省令改正を踏まえました、保育所及び認定こども園における保育士の配置基準の弾力化や、子育て世帯の保育料軽減策などにつきまして事務局から説明させていただきますので、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜り、ご審議いただきますようお願い申し上げます、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

#### 【金子主幹】

佐藤局長におかれましては、次の用務がございまして、ここで退席いたしますけれども、ご了承をお願いします。

審議会成立宣言・日程説明等

#### 【金子主幹】

まず、本日の会議の成立について、ご報告させていただきます。

本日は、北海道市長会の原田委員、町村会の池部委員につきましては、事前にご都合により欠席とご連絡をいただいております。また、日本保育協会北海道支部の宮崎委員は、まだ、到着していませんが出席される予定で、少し遅れているようでございますのでご報告させていただきます。併せて、委員の2分の1以上の出席がされておりますので、条例第27条第2項の規定に基づきまして、成立していることをご報告させていただきます。

もう1点ご報告がございます。

本部会の「部会長」につきましては、条例に基づき、子ども未来審議会の会長の指名により決定されることとなっております。青木前審議会長がこの春に退任し不在となっておりますので、条例に基づく審議会会長の職務を代理する副会長であります中谷副会長からご推薦をいただき、本部会の部会長については、松本委員にお願いしたいと考えておりますので、ご報告をさせていただきます。

また、これに伴いまして、副部会長が不在となりますので、後ほど、議題の1つに予定しておりますが、副部会長の選任についてお願いしたいと思っております。

次に、本支援部会に新しくご就任いただきました委員の方を、ご紹介させていただきます。

まず、北海道小学校長会からご推薦をいただきました久葉委員でございます。

#### 【久葉委員】

久葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【金子主幹】

どうぞよろしくお願いいたします。

それからもうお一方、北星学園大学短期大学部の藤原委員でございます。

#### 【藤原委員】

藤原と申します。よろしくお願いいたします。

#### 【金子主幹】

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日、お手元にお配りしている資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料でございますが、会議次第、出席者名簿、事務局名簿、配席図、いずれも一枚物になっております。その他に説明資料といたしまして、資料1「待機児童解消に向けた保育所等の職員配置の特例について」、資料2「特例実施に当たっての運用等について」、資料3「保育料の負担軽減に関する調査検討会開催要領」、参考資料といたしまして「保育所等における保育士配置に係る特例について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、「認定こども園における職員配置に係る特例について」内閣府と文部科学省、厚生労働省の連名通知となっております。その他、北海道子どもの未来づくり条例と本支援部会の設置要綱をお配りさせていただいております。

もし、不足等がありましたら、申し付けいただければと思います。大丈夫でしょうか。もしありましたら途中でもお申し付けください。

続いて、本日の会議の日程でございますが、この後、「会議次第」に基づき、事務局から説明をさせていただきます。委員の皆様からご意見等をいただきたいと思いますと考えております。

ご意見をいただきたい事項につきましては、お手元に論点整理表ということで配布をさせていただいておりますけれども、それぞれのお立場から、率直なご意見をいただけますよう、よろしくお願いしたいと思います。

なお、会議の修了は、概ね18時までには修了したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の議事に入りたいと思います。

ここからの議事進行につきましては、松本部長にお願いしたいと思います。松本部長よろしくお願いいたします。

部会長挨拶

#### 【松本部長】

松本でございます。部会長ということでお申し付けいただきました。皆様のご協力をいただいて進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本当にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の議題は2つとも社会的にも大きな関心を呼んで、また、報道でも議論になっているところかと思います。2点目のところについては、負担を軽減していくかということでは、ご異論は無いとは思いますが、1点目のところでは、前回のこの部会でも、慎重な立場あるいは積極的に進めていく立場からのご意見がそれぞれ出たと記憶しております。そういう意味では率直な議論をいただいて、いただいた意見を反映をさせるというふうな形で進めていきたいと思っておりますので、皆さんどうぞ忌憚の無いところよろしくお願いいたします。

この間の国会で児童福祉法の改正も通りました。ますます子ども子育て支援をどういうふうに進めるかということは、大変大きな政策課題となってきたなと思っております。いろいろな所でいろいろな議論がでて、それが世論に繋がっていくことが、一番大事ななことかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議題（1）

#### 【松本部長】

それでは、1点目ですが、副会長を選任しなければいけません。規定は、設置要綱第3条の5に基づいて決めたいと思います。推薦や立候補ございませんか。

ないようでしたら、私の方から、藤原委員を指名したいと思いますけれども、よろしゅうございませうか。

それでは、藤原委員よろしくお願ひいたします。

議題（2）

【松本部長】

それでは、議題の2つ目について事務局から説明をお願いします。

【子ども未来推進局・小藪主査】

子育て支援グループの小藪と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、私からは、資料1と資料1の別紙、それから、資料2に基づきまして、保育所及び認定こども園におきます職員配置の特例について、説明をさせていただきます。

本議案につきましては、2月に行われました審議会、3月に開催の前回の本部会におきまして、それぞれその時点におけます情報ですとか、道の考え方につきまして、説明をさせていただいております。その後、4月の下旬から5月にかけて、パブリックコメントを実施しまして、現在、集計等の作業を行っているところでございます。

本日は、前回の報告と重なる部分はありますけれども、国の改正内容と道の方針、今後のスケジュールを説明させていただいた後に、資料2におきまして、特例を実施するとした場合の留意事項ですとか運用等において検討すべき課題につきまして、説明をさせていただきます、ご意見をいただきたいと考えております。

それでは「資料1」をご覧ください。1番で「国における基準改正の概要」ですけれども、待機児童の解消に向けまして、保育の担い手の裾野を広げ、保育士の勤務環境の改善を図るため、国におきまして、基準の「一部改正」が行われ、この4月から施行されております。

今回の改正につきましては、(1)の「保育所」における「保育士配置に係る特例」と、(2)の「幼保連携型認定こども園及びその他の認定こども園」におきます「職員配置に係る特例」がありまして、それぞれ、省令等により職員配置の基準が「一部改正」されたところでございます。

(1)の①から③が特例の内容となりますけれども、内容につきましては、資料1の別紙の方で説明をさせていただきたいと思ひます。まず、①の朝夕等の子どもが「少数」となる時間帯におけます保育士配置の特例についてでございますけれども、これまでの規定では、子どもの数がどんなに少なくても、最低2名の保育士の配置が必要となつてございましたけれども、特例では、子どもの数に応じて算定される保育士の数が「1人」となる時間帯に限りまして、保育士1名に加え、もう1名につきましては、保育士資格を有しない「一定の者」というものを配置可能としたものでございます。この「一定の者」につきましては、「子育て支援員研修を修了した者」など、「知識及び経験を有すると知事が認める者」に「限る」ということになつてございます。

資料の右側に事例で示してございますけれども、①の事例におきまして、保育士4名が配置されている場合、これまでには図のように2名を下回ることはないようにシフトを組んでございますけれども、下の特例につきましては、朝夕の児童が少ない時間帯に限りまして、保育士1名と研修修了者1名を配置

しまして、その上でもう1名の保育士につきましては、このような弾力的な配置が可能ということになってございます。

次に②の、幼稚園教諭、小学校教諭等の活用に係る特例についてでございますけれども、こうした免許状を有する方を、必要な保育士数の3分の1を超えない範囲で保育士に代えて活用することができるという特例でございます。

右の方に②の事例がありますけれども、例えば必要保育士数が15人であった場合、これらの方を5名まで活用できるということでございます。このことにより、人員配置の選択肢を増やして、担い手の裾野を広げることができるものと考えられます。

次に③の、加配人員の配置に係る特例についてでございますけれども、右の③の事例を見ていただきたいのですが、例えば、11時間開所している保育所で、配置しなければならない保育士が15人とした場合、上回って配置してございます3人につきまして、一定の研修を修了した者などを活用できることとしたものでございます。ただし、保育の質を確保するため、全体の必要保育士数の3分の1を超えない範囲に限った特例としてございます。

資料の1枚目に戻りますけれども、(2)の幼保連携型認定こども園及びその他の認定こども園につきましても同様の趣旨で改正がされたところでございます。

次に、2番ですけれども、本改正の背景となっております「待機児童」につきまして、本道の状況を記載したものです。ここで記載の北海道というのは、政令市、中核市を除いた北海道の数値でございます。道内全体の合計について、4月時点でみますと、平成26年では473人、平成27年では182人に減少してございますけれども、年度途中で利用希望者が増えるということがありますので、直近の平成27年10月時点では970人に増加しているところです。

次に、3番の「道における対応の考え方」でございますけれども、「地方分権一括法」によりまして、この基準につきましては、各都道府県が、条例や規則において定めてございますので、国の省令改正を受けまして、各都道府県が、それぞれ定めております条例や規則を改正するかどうか、判断をしていく必要がございます。

道といたしましては、国の基準改正の趣旨を踏まえまして、保育士の勤務環境が改善されること、また、保育の質が確保されることに留意の上、道の関係条例、規則を改正して、特例を設ける方向で検討しているところでございます。

下に参考といたしまして、平成27年4月現在ではありますけれども、保育所、認定こども園の設置状況を表に記載をしております。なお、下の※印にありますけれども、保育所及び幼保連携型認定こども園につきましては、指定都市及び中核市がそれぞれ条例等で基準を定めることとなっております。

最後に、4番の「今後のスケジュール」についてでございますけれども、今後、パブリックコメントや、本日のご意見等を踏まえ検討を行いまして、来月開催されます第2回定例会に条例提案する予定となっております。

資料1の説明はこれで終わります。

次に資料2をご覧いただきたいと思っております。

引き続きまして「特例を実施する」とした場合の「留意事項」ですとか「運用」等につきまして、国

の通知を踏まえました「検討すべき課題」につきまして、説明をさせていただきます。なお、国の通知につきましては、参考資料1が保育所の通知、参考資料2が認定こども園の通知ということで添付してございます。

まず1つ目、最初の特例に出てきます「都道府県知事が認める者」についてでございます。国通知の想定では、下の四角で囲んだ部分になりますけれども「3つ」の想定が記載されておりまして、1つは、「保育所、認定こども園で保育業務に従事した期間が十分にある者」。この十分な期間というのは常勤で一年相当程度となっております。2つ目は、「家庭的保育者」。3つ目は、「子育て支援員研修のうち、地域型保育コースを修了した者」となっております。以上が国の想定になりますけれども、都道府県としては、これを明確にする必要がございます。

次に、2つ目が「幼稚園教諭等の活用に係る特例」の「幼稚園教諭及び小学校教諭の担当する保育年齢」についてですけれども、国通知におきましては「幼稚園教諭及び小学校教諭が保育することができる児童の年齢については、専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上、小学校教諭については、5歳児を中心に保育することが望ましい。また、保育に従事したことのない幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこととする。」とされております。このような担当する年齢要件につきましても整理していく必要がございます。

次に、3つ目ですけれども、1つ目の特例と同様「都道府県知事が認める者」というものが出てきますので、これについて明確にしていく必要がございます。また、国通知におきましては、このような加配人員の方には、保育士資格の取得を促していくということにして記載がございます。

次のページになりますが、4つ目になります。保育士確保に向けた取組の一層の強化についてですけれども、国通知におきましては、各特例を実施するに当たっては、保育士が専門的業務に専念することができるよう、保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業は保育士以外の者が行うなど、業務負担の見直しを行うとともに、各自治体及び保育所等においても、保育士の確保対策の一層の強化に取り組むことというように記載がありまして、保育士確保に向けて一層の取組を進めるよう、留意事項として記載されているところでございます。

次に、5つ目ですけれども、地域の実情に即した特例の実施ということでございますけれども「各特例の実施に当たっては、各地域における待機児童の発生状況ですとか、保育士の不足状況等の事情を勘案して、改正省令の規定の範囲内で、限定的に実施することが可能である。」とされておりまして、「地域の実情に応じて、限定できる」旨の通知がされております。これにつきましても考え方を整理していく必要がございます。

それから、6つ目になりますけれども、各特例の対象となります保育所等の要件についてですけれども、国通知におきましては、「過去3年間の指導監査において、都道府県知事から、勧告や改善命令等を受けている保育所等については、各特例の実施を認めない。また、各特例の適用範囲を、保育士等の処遇改善に取り組んでいる保育所等に限定することも考えられる。」とされておりまして、「対象となる保育所等の要件」についても整理をする必要がございます。

最後、7番になりますけれども「特例を適用する際の手続」についてでございます。この7番につきましては国通知等には特に記載はございません。適用する手続について課題となっておりますので、記載しておりますけれども「各特例の運営状況の把握をするため、例えば、特例を適用する保育所等から、特例の種類や、適用する理由、配置する職員が、知事が認める者に該当するかどうかの挙証書類、

また、保育士の勤務環境改善につながっているかの確認としてシフト表等の提出につきまして、市町村を経由しまして、各振興局に届出をしてもらおう」などの手続が考えられますけれども、この「手続」につきまして検討を行う必要があると考えております。

以上、国の通知を踏まえまして留意事項や運用等について検討すべき課題を説明させていただきました。

私の説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

#### 【松本部長】

ありがとうございます。

これから、各論点について特に順番を決めずに、それぞれのお立場からご発言をいただければと思います。

前回の議論では、保育所を運営されるお立場で保育士さんの確保が大変難しいという中で、積極的に推進すべきである。必要であるというご発言が何人かの方から出されたと思います。一方で、保育の質ですね。あるいは違う教育の背景を持った方が同じ職場でやれるのだろうかという慎重な意見も出されてきました。全体からすると進めるべきというご意見の方が多かったように記憶しております。

それを受けて、先にお聞きしたいのですけれども、いろいろな議論のある中で、道としては、特例を認めるという方向で、議会に提案したいということですが、そういう判断になった一番大きな理由は何ですか。

#### 【子ども未来推進局・森主幹】

大前提としまして、保育所等の運営につきましては、最低基準を国が省令で定めまして、その中で人員については「従うべき基準」、それから、設備については「準ずる」ということで決められておりまして、人員基準の方は基本的に従うべき基準であるということが大前提にあります。そういったことと、待機児童が0ではないという本道の状況を踏まえまして、この改正を行うことを検討したということでございます。

#### 【松本部長】

分かりました。待機児童問題への対応ということですが、待機児童問題がこれで解消していくのかどうかは、また別途の策が必要な気がしますので、待機児童が解消されるということと、特例を認めて少し保育士さんの処遇改善ということは、もう少し踏み込むと、こういったご判断でしたか。

率直に伺った方が、この後の意見が出やすいと思いますので。

#### 【森主幹】

私どもの方でも今回の改正に当たりましては、まず、市町村さんに待機の状況を確認させていただいたのと同時に、待機が発生している理由をお伺いしてございます。その中には、やはり保育士さんが確保できなかったために待機が発生してしまったという自治体もあったところでございます。そうしましたことから、今回の改正というふうに考えているところでございまして、議会の議論ですとか報道



等も見ていただきましたとおり、これをする中で、即座に待機児童が解消するのかというご意見は、たくさんいただいていることも事実でございます。

#### 【松本部長】

異例ではありますけれども、部会長の私から質問させていただきましたが、前回、ここで大分議論しましたよね、その後、どうのご判断だったかということは伺っておいた方が、各委員が意見を述べやすいだろうと考えてのことです。

それでは、この件について、ただいまご説明をいただきましたいくつかの論点、あるいは、特例そのものについてご意見をいただければと思います。

どなたからでも、どの点からでも結構です。

#### 【白井委員】

全国認定こども園協会北海道地区代表の白井です。園は名寄市の認定こども園なんですが、名寄市も今年待機児童をだしました。その大きな理由は、施設がない訳では無くて地方都市特有の保育士不足というところで待機児童をだしています。私のこども園でも、定員いっぱい受け入れていて、施設的にはまだ受け入れることができる広さは確保していますが、保育教諭が確保できないため1歳児2歳児を受け入れるということができないというところで、名寄市内では待機児童がでています。

待機児童がでる大きな理由としては、保育園、認定こども園というのは、8時間労働ですといっても11時間開所しなければならないんですね。11時間開所する中で、国の定められている最低基準の保育教諭の人数で11時間いる子どもたちを、8時間しか働けない人が朝夕を見られるかという話になるんですね。それでシフトを組んで配置をして、資格教諭やチーム保育の加配もしておりますが、それでも、どうしても7時から7時までを埋めることは、なかなか厳しい状態にあると思います。

私のこども園は、名寄市は小さい所なので、通勤時間が本当に15分とか10分とかの所ですが、それでも7時からいらっしゃるお子さんはいるんですが、本当に7時から7時45分くらいまでの間は、国の最低基準の計算上は1人以下、例えば0歳児は全然なくて、1歳児が2人に2歳児が1人というような人数ですが、それでも保育教諭を2人確保しなければならないので、朝7時には2人を出勤させなければならないというところで、普段からきつい状況になります。

7時に出勤した保育教諭は、4時に退勤させなければならない。4時に帰らなければ時間外をつけていく。時間外を出して残るということはそれだけ、保育教諭の仕事の環境としては、劣悪な環境になっていって、仕事が過重になっていくということになります。そうした場合、本当に朝の30分とかいうのは、保育教諭の他に保育に従事できる子育て経験のある人とかのサポートがあれば、かなりシフトは楽になると思います。朝と夕方、帰りもですが、6時以降に残る子どもは、うちの園では1人とか2人とかなんですが、それでも7時まで2人を配置しなければならないということで、かなり大変なシフトを組むことになっております。

道の資料では分からない所があるのですが、資料2の1で(1)常勤に従事した期間が1年と書いてありますが、これは保育業務に従事した期間が1年あれば、研修を受けなくてもいいのか、1、2、3それぞれ全部受けなくてはならないのかということによって、大分条件が違ってくると思います。保育現場で実際に保育業務に従事した経験があったとしても、それなりのきちんとした研修は受けなけれ

ば、質の高い保育を提供するというにはならないと思います。1、2、3いずれかで可能ということになれば、保育の質が低下していく環境になっていくのではないかと思います。

また、資料1別紙になりますが、こちらの①の場合は朝夕というところですが、②の事例については必要最低限の保育教諭が15人というところで、資格者が15人のうち5人が保育士、保育教諭の資格を持っていないでもいいと取れると思います。幼稚園教諭だとかその他小学校とか養護教諭というのは、乳幼児の専門教育を受けている訳ではないので、ある程度の研修を受けたとしても、同等の資格ということで、最低基準を割った配置をしてもいいのかというのは、ちょっと疑問を感じます。

③については国が定める最低基準は守った上でそれよりも加配する、より手厚い保育をするという中で的人员配置なので賛成できると思いますが、賛成できるにしても、保育経験が1年あるからということではなくて、必ず無資格者については、きちんとした研修を受けなければ保育の質は落ちるのではないかと思います。

#### 【松本部長】

ありがとうございます。

特例の①の事例については、運営上これは認めていくべきだというお立場からのご発言で、ただし、研修は、きちんと3つは全部クリアするといった形で進めていく方が良いということ。事例②については最低基準との関係で一定の危惧があると述べられたかと思います。

ほかいかがでしょうか。

#### 【前田委員】

北海道私立幼稚園協会副会長の前田です。今、私立幼稚園は460弱あります。そのうちの100を超える幼稚園が認定こども園に様変わりをしている状況の中で、一番困っていることは、白井委員もお話されたように、職員の人材確保の不足という中で、一も早くやってもらわなければ困るというのがあります。

私どもも、実は浦河にも園がありまして、本当に資格を持った先生がこないというのが大変な問題になっておりますので、実現してもらえたら有り難いというのが、地方の郡部の市町村の先生方の意見ではないかと思っています。

まず、1つ聞きたいのは、せっかく北海道でいいよと道議会で可決されても、各市町村でそれがだめだと言われたらだめなものなのか、北海道でいいよってことは、全ての市町村、小さな市町村もそうなのか、政令市である札幌市は札幌市で別に定めるものなのかどうかということを知りたいのと、資料1の①で子育て支援員研修を修了した者などとなっていますが、その他に引用できるようなあり方があるかということと、すでにこれを見越して4月から無資格の先生を採用している園も無い訳じゃないので、4月から遡って適用されるのかどうかについて質問させていただきます。

#### 【松本部長】

事例①について積極的に進めるというお立場からといくつかのご質問です。質問について事務局からお願いします。

**【森主幹】**

まず、道がこの特例を認めた時に、全ての市町村が適用になるかということについてでございますが、まず、決まっているところでは、政令市、中核市については、それぞれ条例で定めますので、札幌、旭川、函館の保育所については適用になりません。それぞれの市で最低基準の特例を設けていただくということになります。

それから、研修の内容等についてですが、資料2の方に一番目に書かせていただきました。国が通知で示しているのが、保育業務に従事した期間が十分にある者か、家庭的保育者これは家庭的保育者等研修を受けている方か、子育て支援員研修のうちの地域型保育コースを修了した者とされているところです。説明資料の方はそこを省略しておりまして、子育て支援員研修等とさせていただきますけれども、ここにつきましても、これらの研修で十分なのか、白井委員からもありましたように、保育業務に従事した期間のある方についても、特定の研修を受けていただくということまで決めた方が良いかなど、これから検討していきたいと思っております。

それから、条例の及ぶ市町村の適用の範囲でございますが、待機児童の解消を前提としましたら、待機児童のいない市町村について、この特例を適用させる必要があるかどうかということも議論になってくるところと思っています。これについては、この後、先生方からいろいろご意見をいただきたいと思っています。

遡及については基本的に適用しないと考えています。

**【松本部長】**

よろしいですか。

**【木村委員】**

全国認定こども園連絡協議会北海道支部の木村でございます。資料1の本道の待機児童の状況から確認ですが、平成26年度は、合計で473名4月期、10月期で10,075名。これが27年度になりますと、4月期が182名、10月期になると970名となっていて、4月期を比較するとかなりの減少、それはそれぞれ受け入れ体制を整えたということだと思います。しかしながら整えても10月期同士を比べると割合的には増えている状況だと思います。

この増えているのは、たぶん0、1、2歳。特に1、2歳の部分が多いのだと思いますが、その辺の状況を教えてください。

**【森主幹】**

今ご質問いただきました点につきましても、前回の議会で議論になったところでございます。今、木村先生におっしゃっていただいたとおり、10月になりますと、未満児さんが非常に増えまして、特に0歳児が待機児童の7割を占めるということになってございます。

待機児童が減る状況につきましては、先生がおっしゃったとおり、受け入れ枠が拡大することによってございまして、補足いたしますと、札幌市が28年4月の数値を速報で出しましたけれども、いわゆる正式な待機は8名まで減ったということでございますけれども、一方で認可外等を使わざるを得な

い、いわゆる潜在待機と呼ばれる方については、むしろ数としては増えたというようなことでございますので、認可保育所、認定こども園を希望されながら、実際には他の受け皿を使っておられるというような方達に対しての対策も、考えていかなければならないと考えております。

#### 【木村委員】

ありがとうございます。

現状的には、数は減っているように見えるけれども、認可外とかを使っていて、その人達のことを考えると実は増えている可能性もあるという状況で、今回、待機児童解消に向けた特例でありますので、ある意味有効期限といいますか賞味期限があって、その成果が出たときには、通常に戻るという意味合いだと思いますので、特例については進めるべきだというふうに我々の中でも思います。

そして、資料2のところで、先ほど白井先生からもお話のあった研修を充実した方が良いというところはごもつともだと思っておりますが、ただ2番目と3番目を両方とも研修を受けるとしたら、すごく日程的に時間と日数を要することはメニューを見ると分かるところで、その間、研修を受けている間に待機児童は解消できるのかという、そこはなかなか難しいだろうというのが現実だろうと思っています。

そして、2番目の幼稚園教諭と小学校教諭、養護教諭のところで、幼稚園教諭については3歳以上、小学校教諭については5歳児を中心に、保育に従事したことの無い者については、研修を受けるということになっていますが、幼稚園教諭の免許を持ちながら保育に従事したことが無いという、この保育というのは、3歳以上の教育ではなくて0、1、2を意味し、この場合の保育というのは幼稚園教諭の免許を持っているのは3歳以上ですよと言いながら、保育に従事したことの無い者には子育て支援員の研修を受けなさいと、じゃあ既に働いている幼稚園教諭の人も、子育て支援員の研修を受けた方がいいということになってくるのか、その辺の整合性はどのようになってくるのかなという気がするので、この「また」以降は、3歳以上の教育を中心にお願いするというのであれば、そもそも正直言っていないのではないかと気がしています。

それと、次のページの4番目で、保育士の確保に向けた部分で、各自治体、保育所においても、さらなる一層の強化ということが書かれていますが、各市町村も保育所も職員を採用したくて一生懸命努力しても結果、このような状況になっているということですから、このように書かれても、一生懸命頑張っているんです、さらにこれ以上するには、更なる処遇改善を市町村単独でやるのかと、じゃあ財政措置はどうしてくれるんだと、自分たちだけの財源でなのかということもあるので、ここはもしあれだったら北海道もさらに努力はするんだということもお願いできればと思います。

7番目の特例に関する届出等についてですが、届出でいいのか、届出であれば極端な話、始まる前に届出なのか、後での届出でいいのか、それとも認可というか許可を受けなければならないのか。その辺も届出であれば届出だけで済ます方がいいのかなという気がします。

各設置者、事業者についても、人がいないんだということが非常に大きな問題です。そのために研修等をしていくことは、十分に必要だとは思いますがけれども、この研修をやっている間にも待機児童は増えていく状況で、特例ということについては、即効性の対応を求めているということがあると思いますので、その辺をお願いしたいと思うところです。

#### 【松本部長】

ありがとうございます。

特例として積極的に認める。ただし、即効性のあるような形で研修プログラム等も組んでいただくというお考えで、もう一つは、本筋としての保育士さんの確保に向けての取組という時に、道として今後どのようにバックアップしていくつもりかということは大変大事な議論だと思いますので、もう少し書き込むべきだという意見だったと思います。他いくつかの点でご意見をいただいたかと思います。

他にいかがでしょうか。

#### 【藤原委員】

資料2のところに、幼稚園教諭と小学校教諭の担当する年齢について整理する必要性が言及されているんですけども、ちょっと矛盾してしまうかなと感じたのは、朝夕の保育士が足りない時間というのは、たいてい何歳の人はこのクラスというのではなくて、一斉保育的なミックスで行っていることが多いと思うんですね。それは資格がないけれども経験のある人はやるというのが大前提で、でも幼稚園教諭とか小学校の先生とか養護教諭は、もし朝とか夕とかで5歳がいらないという状況が発生したとしても、これを中心に保育するのが望ましいとなってしまうと、そこに齟齬がないかなと感じるんですね。逆に運用するときにはやりにくくなってしまいうんじゃないかと思うんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

#### 【松本部長】

具体的な運用、人の配置面について、齟齬が生じる可能性があるというご指摘であります、大事なご指摘だと思います。その辺はいかがでしょうか。

#### 【森主幹】

今、先生にご指摘をいただきまして、幼稚園教諭、小学校教諭の保育年齢のところにつきましては、保育士とみなして3分の1まで認めるということでございますので、朝夕の保育業務の補助的な仕事をさせていただくという事例1と2の棲み分けをしているというふうに思います。例えば運用になった時、朝夕の少ない時間にこの方達が入っている場合は、直接保育をするのは保育士資格をお持ちの方達がやって、その保育補助的に幼稚園教諭の免許等をお持ちの方々が1人というふうにして入り、実際の保育時間になってきた時には3歳以上ないし5歳以上という年齢をくぐった中で保育士に代わって保育をさせていただくということを国の方で考えていると思います。

#### 【藤原委員】

たぶん整理としてはそれでできると思うんですけど、本当にそれで現場でやる時に、例えば朝の早い時間でも幼稚園教諭しか勤務していない時もあるでしょうし、夜もその逆もあるのかもしれないんですが、ちょっと分からなくなったのは、一応幼稚園教諭とか小学校の先生は資格があるけれども関わる子どもの年齢には多少領域をつけますよということと、資格は無いけれども保育経験がある人は逆に何歳でもOKですよというふうになるところの矛盾がないかというあたりが分からなかったのですが。

【松本部長】

今の点いかがでしょうか。

【白井委員】

道の通知とか国の通知では、こういう曖昧な表現がよくでてくるんですが、望ましいという表現の中では、主としてその学年に入るのが望ましいということで、他の学年に入ってはいけないということではないので、結果的にはあまり混乱しないかなと思います。

ただ、先ほど木村委員も言っていた、2の保育に従事したことのない幼稚園教諭等に対してはということで、こちらは3歳未満をさしているのかなと私は思っていたんですね、幼稚園教諭の資格を持っている方が3歳未満の保育業務に入る場合には、子育て支援員研修を受けた方がよいというような意味合いだったのかなと思います。幼稚園免許しか持っていない人が3歳以上の主としての対応ではなくて、未満児さんの補助的な業務に入る場合には子育て支援員研修を受けた方が、受けていけば未満児さんの補助にも入れるという規定の方が現場としては使いやすいと思います。

【松本部長】

他にいかがでしょうか。

【中谷委員】

以前の会議でもお聞きしたかも知れないんですけども、資料2の1の研修についてなんですが、昨年度、子育て支援員基本研修は、どこが行っているのかお聞きした時に、たしか、社会福祉協議会さんが1回だけ行っているとお返事だったと思うんですが、地域のいろいろな実情を考えた時、かなりの回数のこういう研修会が行われないと、実際に回らないのではないかと思います。

それで、今年度はどこが主管でどれくらい行われるのか、また、家庭的保育者研修というのは、どこがどれくらい行っているのか、お聞かせください。

あと前回聞いた時に、これは別に全道規模でなくても、自治体の子育て支援員研修みたいのを主管してもいいようなお返事もあったように思うのですが、実際に今年度そういうことをしている自治体があるのかどうかも併せて教えてください。

【森主幹】

子育て支援員研修でございますが、今、中谷委員からお話いただいたとおり、都道府県ないしは市町村が実施することができるとなっております。子育て支援員研修につきましては、昨年度から道が実施してございまして、直営ではなく委託でさせていただいていました。昨年は札幌大学さんをお願いをしまして、会場は札幌、コースとしてはいくつかのコースがございまして1回ずつという形で実施をしているところでございます。

家庭的保育に関しての研修も、都道府県ないしは市町村が実施できるのですが、こちらについては道では実施をしていませんで、家庭的保育事業に取り組んでいる自治体が研修を実施しているところでございます。道内で5市町程度が実施しているところです。いわゆる保育ママという事業が昔

からございましたので、そちらに従事していただく方たちを養成するために市町村が研修を行って、そういう方達を家庭的保育者としなければならないという決まりなものですから、そちらで研修をしているところでございます。

家庭的保育者研修については、今年度、道では実施をする予定はございません。子育て支援員研修については今年度も引き続き実施する予定でございますけれども、直営ではなく昨年度と同じ委託を考えてございます。現在委託先を公募しているところでございます。

#### 【中谷委員】

今年度は、公募して何回開催されるのですか。というのが、子育て支援員基本研修及び専門研修となった時に、たしか、子育て支援員基本研修は、この1番だけではなくて、地域子育て支援拠点事業や児童館の従事する者も、この研修を受けた方がいいとなっていると思います。なので、ざっと数えても数が見合わないようになってしまふんですけど、何年もかけて受ければいいというくらいのもなのか、そこら辺も併せて、自分もそういう所を運営しているので聞きたいなと思います。

#### 【森主幹】

子育て支援員研修について少し詳しくご説明したいと思いますけれども、これは、子ども子育て支援法のスタートに伴いまして国の方で制度化した、全国的な展開をする研修となっております。ですので、北海道の研修を受けられても、修了すれば他県でも同じく、子育て支援員として任用していただくことができるということでございます。

放課後児童コース、社会的養護コース、地域保育コース、地域子育て支援コースといったように、4つのコースがございます。さらに、地域保育コースの中に、地域型保育のコース、一時預かり事業のコース、ファミリーサポートセンター事業に従事する方のためのコースといったように細かく分かれております。

中谷委員がおっしゃってございました基本研修というのは、どのコースであっても全ての方に受けていただくということで、8科目8時間を設定してございます。そしてそこからそれぞれのコースに分かれて、今、直接関連しています地域型保育につきましては、地域保育コースの共通科目を12科目15時間受けていただき、さらに地域保育型コースは6科目6時間と2日以上の実習を受けていただくということになってございます。ここにつきましては、最初に説明させていただきましたように、全国的に質を担保するということがございますので、こういった実習科目ですとか時間が、国の方で決められているということになってございます。

それから、子育て支援員研修の開催箇所、回数でございますが、27年にこの事業を開始しました時には、都道府県でもできるということと、市町村でも必要に応じて実施することができるというのがございましたので、現に市町村で実施されているところと、小さな町ではそれぞれでやるのが難しいところを広域的にフォローさせていただくというようなこともございまして、道としては、各市町村さんから一定のニーズを調査させていただいた中で、札幌1か所で1回実施をさせていただくということで、事業化をさせていただいたところでございます。

今年の3月になってこういったように子育て支援員研修ということが、保育士さんに代わる方達の必要な研修というふうに出てまいりましたので、この後、ニーズや希望される方々の動向が変わってき

ましたら、開催回数ですとかは、調整する必要があると考えているところでございます。

【松本部長】

よろしいですか。ほかいかがでしょうか。

【保前委員】

保護者の代表としてこの場に立っているんですけど、皆様、実際に保育園、幼稚園を運営されている方なので、制度上の改善ということでいろいろと話をされていると思うんですけど、私ちょっと違う立場でいろいろ悩んで聞いているんですが、制度上の改善をすることで、道の方も取り組もうとしていますけれど、実際、私も地元の方で保育園、幼稚園から保育士不足というのをよく聞いているんですが、この制度を改善することによって、保育士さんが増える訳ではありませんよね。あと1つは、今、補助につかわれている方々が、おっしゃられた説明では、研修を十分に受けられる状況じゃないんですよ。道の方でやられるのは、札幌の1か所で、しかも年に1回かそこらしかできないという。ということは、あまり改善される見込みがないというか、今後、不足している保育士を増やしていく方向に繋がると思えないんです。

お金のかかることなので、道の方は、なかなか踏み込めないと思うんですけど、私は、実際に保育士不足で悩んでいる保育所等の話を聞くと、自分たち運営している側が自腹でお金を出して、補助をしてくださっている方たちに、短大だったり専門学校だったり、通信なんかを受けさせて、保育士の資格を取らせているという所も聞いたこともあるんです。実際には補助につかわれている方達、長年やられている方達は、保育士の資格があれば、即戦力となるような方達が一杯いると思うんですよ。今、実際に現場に入られている方々を、保育士として、あとは資格だけを与えれば、十分皆さんと一緒に育てられる、やっていけるといった方達を増やした方が、私は早いんじゃないかなと思ったんです。だから、そういう方向で、道の方も予算を割いたりするのは大変かも知れないんだけど、自前の保育園、幼稚園でできないのであれば、そこを補助するような方法はないのかなって感じました。

【松本部長】

今、現実に従事していらっしゃる方の資格取得の促進という形で、もう少しバックアップすることはできないのかというご意見だったと思います。

ほかいかがでしょうか。

【亀井委員】

北海道保育協議会の亀井です。基本的に賛成です。北海道全体で見ると札幌と旭川のように待機児童がたくさんいるところは、やはり何をおいてもやらなければならないところですが、それ以外の待機児童がいない地域もたくさんあります。

函館も中核市ではあるけれども待機児童はありません。そういう所における保育士不足は、待機児童を受け入れるための保育士の増員ということではなくて、何かの都合で保育士が辞めたりした時に、次が全然見つからない、そういうマイナスで深刻な部分、1人職員が来なければ、子どもさんの保育を



明日からできなくなる、なので、プラス1ないしはプラス2くらいの余裕を常に持っていなければ運営は難しいんですけども、いなくなった場合どうするかという意味で、この特例措置というのは必要ではないかと考えています。

【松本部長】

ありがとうございました。他はいかがですか。

【内藤委員】

連合北海道の内藤と申します。私、労働組合からという立場で一緒させていただいておりますので、働くものの立場からということで、1点お話をさせていただければと思うんですけども、保育の現場での人手不足ということは、私どもも聞いておりますが、先ほど資格を持っている人数ということも話になっていたかと思うんですけども、保育士の資格を持っていても、保育の現場で働くことを望まない人が非常に多いのがデータの上でも出ていまして、私は、そういう人たちをもっと現場で働いてもらえるような、今、保育の現場で働くのを望まない人たちにもぜひ働きたいと思うような環境整備を是非していただきたいと思います。

実際にこども園ですとか幼稚園の運営をしている方の前でこんなこと言うのは、おこがましいんですけども、今、例えば保育士の給与云々なんてことも話題になっていますけれども、実際そうすると非常に難しいことなんだろうと思います。非常に皆さんご苦労されて、子どものために運営されていると思うんですけども、やはり、保育士さんが少しでも良い環境で子ども達に笑顔で接しているような環境、そういった部分にお金ですとかさまざまなことを回せるような、財政的な支援であったり、環境整備であったり、そんなことを国とか道でもしていけるような、保育士さんの処遇改善に結びつくような支援というものも、力を入れて欲しいなというふうに思います。

やはり働く者の立場からするとやはり子どもを安心して預けたい、そして、働きたいという要望もすごくありますので、保育の質という部分からも、環境整備という部分からも、お願いしたいなと思います。

【松本部長】

既に保育士資格を持っておられて保育現場におられない方もたくさんいらっしゃる中で、保育士さんの待遇の改善、処遇の改善の方が、基本的には重要なのではないかと、そちらの方もやってくべきだというお立場からのご発言だったと思います。

他はいかがでしょう。

【八乙女委員】

公募委員の八乙女です。よろしくお願ひします。

今、労働組合の方からお話ありましたが、保育士さんの労働環境は、結構力仕事、体力勝負な所があるので、もっと男性保育士さんが働ける環境になると、職場関係も女性ばかりの職場よりもやはり男女がいた方が風通しも良くなりますし、いろんな面で無いものを補い合っていけると思いますので、男性保育士さんをもうちょっと活躍できるような場に作っていく

ことが大切かなと思います。ただ、男性保育士さんも給料などの待遇の面で、非常に苦しむことが多く、資格を取っても、結婚や子どもが生まれることによって、生活の安定を求めて保育士さんの職を離れて違う職に就かれる方もいらっしゃるという話も聞いたので、研修などを行う予算があるのなら、もうちょっと環境の整備の方に回していただきたいなと思います。

あと特例を適用する際の手続き、資料2の7の項目についてですが、事務的な手続きも幼稚園、保育所でも非常に多いと思うんです。さらに特例を増やすことによって、事務的な負担もすごく増えますし、そういう意味でも、職員の労働環境を圧迫するような制度のような気がします。

なので、本当に待機児童が解消されて良くなることであれば必要だと思うんですけど、そういう見込みもまだ出ない中での、この特例についてはあまり賛成できません。

#### 【松本部会長】

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

#### 【池上委員】

北海道国公立幼稚園・こども園長会です。

幼稚園の中でも、やはり認定こども園に変わっていく所が、国公立でも増えてきていまして、それから、幼稚園自体も、預かり保育ということで、保育士を採用して取り組んでいるところも多いと思います。ただ、幼稚園での預かり保育の場合に、資格というのが何も規定がないので、無資格の者も各市町村で雇っているという話を聞いています。そういう所は、研修を受けていなかったりするので、子どもの対応そのものの基本を教えていかなくちゃいけないという現実があるらしく、難しさを感じているようです。

これは、特例になっていくので、先ほど説明にもあったんですが、待機児童のいない地域でこの特例を適用させていいのかというあたりでは、私も基準はできるだけ守っていく、そこが無理だから特例を使わざるを得ないという形でやっていただかないと歯止めがきかなくなるのではないかと思うので、そこら辺をお願いしたいと思いました。

#### 【松本部会長】

ありがとうございます。

特に、特例としての歯止めということ、どういうふうにかえるかというご意見だったと思います。ほかいかがでしょうか。

#### 【白井委員】

保育教諭、保育士の資格の国家試験なんですが、北海道は2回になりましたか。（事務局：なりました。）今まで年1回しか無かった保育士の試験が、年2回受けられることになって、資格を取りやすくなってきたと思います。ただ、幼稚園免許と保育士資格の免許の違いということから、幼稚園免許というのは、助教諭免許というのを出していただいて現場で経験を積み、それだけ幼稚園教諭の免許を取るのに単位が少なくなっていくんですね。そういう制度

があるので、幼稚園免許というのは、経験によって免許を取るのが緩和されているのかなと思うんですが、保育士さんは、無資格の方が何年も何年も働いても、国家試験の単位が免除される訳ではないので、やはり資格を取ることについては、ハードルが高いのかなというふうに思っています。

資料2の6番で、指導を受けていない施設について特例を適用するとのことですが、これは政令市、中核市以外は、振興局の運営指導監査で文書指導を受けていないということでしょうか、それとも口頭指導ということでしょうか。心配になりまして、口頭指導というのはいろいろな指導が入っているので、振興局によって対応がまちまちというか、民間事業者から言わせれば、なにになに振興局は厳しかったけど、ここは甘かったとか、どこどこ振興局にいた誰々さんが来ちゃって大変な指導監査を受けたというふうに聞かれるんですが。口頭指導なのか文書指導なのか教えていただきたい。

#### 【森主幹】

国の通知のとおりであれば、勧告や改善命令ということです。口頭、文書指導の範疇を超えた違反や指導に応じていただけないものということでございます。

#### 【松本部長】

他にご意見いかがでしょうか。

だいたいのご意見が出たというふうに思いますけれどもよろしいでしょうか。

今日、いろいろなご意見をお聞きしまして、実際に園を運営しているお立場から、人員確保にご苦労されているという点から、特例の適用を速やかに適用していくことが望ましいというお立場からのご意見が多かったですね。その時に、研修の実態であるとか等々、いくつかきちんとしなきゃいけない所があるという意見が出たことは、大きいことだと思います。その点をご配慮ください。

もう1つは、慎重なあるいは別の手立ての方が良いのではないかとお立場は、むしろ、保育の現場から離れたお立場から、慎重なご意見が出たということも重いことだと思いますので、その点もご配慮いただければと思います。

私個人では、やはり特例としてやる時に、その意味をきちんとしておかないと、歯止めが効かなくなると思います。個人的には、待機児童の解消というよりは、むしろ保育士さんの待遇の問題と重なる部分が多いと思います。もともと、保育士さんの待遇をどうしていくのか、人員確保をどうしていくのか、資格を持っている人が働こうと思うようにするには、どうすればいいのかという基本的な議論が忘れ去られてしまうように思います。むしろ、特例が常態化していくと、保育士さんの待遇改善に結びつかないということが一番恐れます。

もう1つは、やっぱり保育の専門性ということが考えられている中で保育士のカリキュラムがある訳で、携わっておられる方に、基本的には保育士の資格を取っていただくという方向付けや、それに対する補助とかそういうことも必要になってくると思うのですけれども、そうい

うことでもない、待遇改善に結びつかないのは、補助しておられる方の労働条件の問題があると思うんです。保育園の中で補助をしておられる方の労働条件の問題も出てくると思います。

全体として保育現場が働きやすいところになっていくんだということでない、特例が固定化しますと底上げに結びついていかない可能性があると思います。次の仕切り方といいますか道としての示し方なんかというのは大変影響が大きいと思います。十分にご検討いただければと思います。

研修そのものは、広域ですので受けにくさというのが、特に大きな問題だと思いますので、それはいろんな工夫の仕方もあるかなと思いますので、検討をよろしくお願いします。

#### 【前田委員】

子育て支援員研修会の案内なんですけれども、ホームページに前回は掲載されていたと思うんですが、各園で知らなかったというのもあったので、できたら、各園にもお知らせいただけないかと思ひまして、よろしくお願いします。

#### 【松本部長】

大事なことだと思います。具体的なお発言ありがとうございます。

他に、いくつかの検討事項について具体的にもう少しこういうことはどうなのとか、お発言がございましたら、何かありませんか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、ここの意見を1本にまとめるということはいたしませんけれども、出た意見それぞれ根拠のある貴重な意見だと思いますので、ご配慮いただければと思います。

#### 【子ども未来推進局・永沼課長】

ただ今、いろいろなお意見をいただきました。ありがとうございます。

僕自身も、4月から2か月経っていろいろと考えるところもあって、実は、今回振り返ってみますと、この省令改正については、昨年の11月に国の方で検討案を作って、それなりの議論を踏まえて、今年の2月と4月に通知された訳なんですけど、本当に短時間でやっているなという感じがあります。

今回、待機児童の解消ということで、結果的にはそうするための対策ではあるんですけども、質的には、会長からもご指摘ありましたように、保育士さんの確保であるとか、質の確保であるとかも、そういった本質的な所を、我々としては慎重に考えていかなければならないと思っています。その点に關しましては、今回は省令の改正だけで議論していただいていますので、我々もいろいろなものを検討はしていますが、言えるタイミング等はいろいろありまして、お話できない部分もあるんですけども、保育士さんから、昨年の暮れからのアンケートでお話を聞いたり、現場の様子を直接は見えてないですけども、現場からの声を聞く中で、今回のこの件についても、ご意見をいただいています。そういったご意見をなるべく聞いた上で、判断していきたいと思っています。

いずれにしても、今回の改正で、全部の地域で待機児童が解消できるとも思っておりません。ただ1

人でも2人でも解消できるところがあるというふうに、我々は市町村から聞いていますし、皆様からのご意見を聞いてもある訳ですから、そういった可能性のあることについては、できるだけ対応していきたいというのが我々の考えですし、そのために質の確保であるとか、現在働いている保育士さんの収入の確保であるとかにも、当然配慮していきたいと思っています。

難しい対応になるとは思うんですけども、皆様のご意見を参考にさせていただきながら対応していきたいと思っています。よろしくをお願いします。

【松本部長】

課長からの率直なお話ありがとうございました。

議題（3）

【松本部長】

それでは、次の議題に移りたいと思います。

「保育料の負担軽減に関する調査検討会について」ということで報告をいただくことになっております。事務局からお願いします。

【子ども未来推進局・丸田主査】

子育て支援グループの丸田と申します。

保育料の負担軽減に関する調査検討会について、今年度、設置いたしましたので報告をさせていただきます。

資料3をご覧ください。実際に今、保育園、幼稚園を利用されている方の保育料、利用料という部分、子育てに係る経済的負担の軽減ということを考えまして、今年度このような検討会を設置しております。目的といたしましては、資料に書いておられますとおり、平成27年度からの子ども子育て支援新制度の施行に伴って、保育料に関わる国の制度も変わりました。その際に、負担が重くなったという方もおられるということもございまして、道内の自治体における保育料及び軽減策の実態のほか、北海道以外の都府県における実態を把握するとともに、広く意見を聴取し、道の事情に即した効果的な対策の検討に資するためということで、今年度、調査検討会を開催することとしております。

どのような軽減策をやっていくかということを考える手段として、まずは実態を把握したいということで、どのような形で実態を把握していくか、調査結果をどのように分析していくか、その軽減策によって少子化対策にどの位効果があるのか、このようなことをこの検討会でお話をさせていただいております。

構成員につきましては裏面にごございます構成員名簿のとおりでございます。実際に実務に関わっておられます市町村の方、それぞれ市役所の方3名と町役場の方2名、子育て支援部会の方から北海道保育協議会副会長の亀井委員と公募委員の八乙女委員に検討会のメンバーとして入っていただいております。また、道の出先であります石狩振興局の妹尾係長と総務部学事課の松本主査にも入っていただいて、現在検討を進めているところでございます。

スケジュールにつきましては、2枚目に記載しております。全部で3回の開催予定としておりまして、既に第1回、第2回を4月28日と5月23日に開催をさせていただいております。そうしまして市町村の実態等につきまして、これから6月から7月にかけて、市町村調査、他県調査等を実施して実態を把握していく、そしてその結果を9月以降に予定しています第3回の検討会で説明報告をした上で、また意見を伺おうということで考えております。その結果につきましても、次回の子ども・子育て支援部会で説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【松本部長】

ただいまのご説明についてご質問あるいはご意見等ありますか。

#### 【木村委員】

全国認定こども園連絡協議会の木村です。

いわゆる利用者負担金の問題について対応し、調査して周りの機関と比較検討するという形であると思うんですが、こういうことでありがちな、どこかと比べて安かったから良かったよね、順番に羅列したら真ん中よりちょっと上よね、ということで安心して、結果、これはいったい何のためにやったんだということになりがちだというふうに思います。

僕は本来、北海道というよりは国の責任として、幼児教育は無償化し、利用者負担金を0にすべきで、それは国家の責任だというふうに考えています。しかし、そこに行くにはすぐには行かないだろう、順序だてていかなければならない。

ただ、北海道の合計特殊出生率が1.29と国のレベルよりは低い、そして北海道の現実の世界としては、札幌の出生率がもっと低い訳ですよ。全道平均で1.29あって、人口の流出は、みんな仕事とか学校で札幌に集まってくるけれども、札幌は、実はブラックボックスになっていて、ここにくると出生率は下がって、それを全道平均で1.29いくつまでに押し上げている状況になっている。

これがずっと続くと、北海道に未来は本当にあるのか。名刺に、「その先の、道へ。北海道」と書いてあります。次の道へ進むには、子どもが産まれないと絶対だめだと思うんです。今回、この制度の中で、どれだけ英断できるか、次の知恵を絞って政策に反映できるのか、すごく大きなところだと思っています。ですから、並べて安心ではなくて、比べてああ良かったではなく、どこよりも先進的な取組を發揮できるかどうかというところになっていきますので、特に八乙女委員、頑張ってください。

他の方達は行政の方々なので、言いたくても言えないと思いますし、それは財政的な理由で難しいですと言われるともう何も言えず、そうですよね、思いはこんなにあるけれども、実際にできるのは、ペーパーとして、こうあったらいいねとかこういうことを望みますということで、結果、実際にできないことで終わりがちなので、調査をして、次に上がってくる時には、それは将来の北海道へ続く道なんだということが、結果として表れるような調査、取組にさせていただいて、できる限り利用者負担金を0にし、その責任は国、北海道が背負っていくんだというようなことになることを切に願っております。

#### 【松本委員】

力強いバックアップのご発言だと思います。他にいかがでしょうか。

### 【白井委員】

新制度における保育料の仕組みというのは、各市町村が市町村負担を多くして、国の基準額からどれだけ保護者負担を軽減しているかというところになるんですが、2号の保護者にとっては、住む市町村によって明暗を分ける制度なんですね。

札幌市では、1号とか2号とか割と高いのかも知れないですが、地方は、名寄市なんかは財政が厳しいので、保育料が高くなってしまいう傾向があるんですが、地方で財政が厳しいところの保護者の収入がどうかと言いますと、保護者の収入は低いのに保育料は高いというような、松本先生は、いろいろな都市で保育料のこととか、保護者の収入とか調べてらっしゃるので良くご存じだと思うんですが、地方は、それだけ子育てをしにくい環境になってしまっている市町村もあるんですね。

上士幌町なんてのは、本当に特殊な例だと思うんですが、ふるさと納税で一儲けして、今後10年間、認定こども園の利用料は無料というふうに打ち出した市町村もあれば、国の基準どおりです、1号認定は2万円以上の保育料が基準になっています、後は税額によって保護者負担は加減しますと、国どおりにしている苦しい市町村もある訳なんですけど、北海道全体のこれからの子育てっていうふうに考えると、平均とかいうのではなくて、どの市町村でも子育てしやすい環境に持っていくというのが、委員さんの努めと思って、ぜひぜひ頑張ってくださいと思います。

私もこの委員にもしなっていたら、文句をさんざん言ったんだろうなと思うんですが、保護者の方達はかなり厳しい保育料を払っている市町村がたくさんあると思います。それから、保育料の負担軽減について所得制限があったりして、1号認定ですと小学校3年生までの第2子第3子を在園児としてみていただけるのに、2号認定になると小学校2年生3年生のお兄ちゃんお姉ちゃんがいても半額にならないというような所得制限があるので、たくさん子どもが欲しいなあと思った方達には、それだけ子育てをしやすい保育料の設定というのは、1号認定2号認定というのを関係なしに設定していく必要があると思うのでよろしくお願いします。

### 【松本部長】

ありがとうございます。

自治体によって財政状況が違って、悪い所の方が保育料が高くて、それは所得の低い人ほど保育料が高くなるというふうなことになるというのは、深刻な問題だと思います。

それをどう調整していくかというのが、道の役割だろうと考えます。その方向性はきちんと示していくということがないと、次に繋がらないと思っております。

白井委員のご発言も、単に保育料の軽減ということだけでなく、そこにある理念をどういうふうにするのかというお立場からのご発言だと考えています。

その他、いかがでしょうか。

### 【八乙女委員】

公募委員の八乙女です。検討会にもメンバーとして入れていただいて、第1回目、2回目を終えました。財政の課題が非常に多く感じられて、私が想像していた希望とはかけ離れたものでした。先日の第2回検討会の時も話に上がったんですけども、あくまでも理想の話で、どう保育料がなることが望ま

しいのかという話になって、保護者負担を、例えば所得制限を取って全員第3子まで無料にするとか、いろいろなプランが出まして、所得制限とかなしにして、第1子、2子3子の負担額をどうしようとか、そういう話もでていまして、少しでも親御さんにとって、希望の持てるような内容の検討会になればいいなと思っております。よろしく申し上げます。

**【松本部長】**

各委員からの期待が寄せられています。この場で出た意見というのは、この委員会では、こういう立場の意見が出たというふうにおっしゃっていただいた方が、ご発言もしやすいかと思っております。

他になにかございましょうか。

**【岡澤委員】**

先ほどの木村さんのお話に大賛成ですね。幼児教育の無償化は国の責務だと思います。将来の日本への投資ですから、私は、あたり前のことだと思います。

でも財源が無い。仕方がない話かも知れませんが、先ほどの保育士不足の解消にもなりますし、あくまでも一案ですけれども、道民運動として気運を高めるために、1世帯あたり100円取ってもいいと思うですよ。ゴミの有料化ということも、スムーズに札幌市で皆さんお金を払っています。将来のために1世帯100円それだけ取ってもいいと思うんですよ。

そういったアイデアなくして、財源、財源って言っていたら、それで終わりですから。なんか新しいステージに話しを持っていかないと、この問題って絶対進まないと思うんですよ。そういった論点で取り組んでいただきたいと思っております。

**【松本部長】**

大変貴重な重要な提言だったと思います。保育料をだせるか、だせないか、どの程度軽減するかとなると、財政状況の制約があるということで止まってしまうけれども、財政状況の制約があるからこそ、道民にどう投げかけていくのかという観点で、道としての姿勢を示す、あるいはアクションを起こすというようなことがないと、全体の問題になかなかなりませんし、保育料の問題というのは、高いか安いだけでなく、どういう考え方でこの問題を考えるのか、道としては、どういう考え方でこれを進めていくのかということが、とても大事だと思いますので、具体的に重要なご指摘をいただいたと思います。

他にいかがでしょうか。

**【永沼課長】**

この件に関しましても、いろいろご意見いただきましてありがとうございます。

実は、僕自身が、この検討会の司会をさせていただいておりますが、この件に関しましては、知事の思いもありまして、北海道は、とても環境はいい中であっても、少子化が進んでいるということが、ずっとこの間、知事も危惧をしております。



今現在、この検討については白紙の状態、上も白紙の状態、下も白紙の状態を検討させていただいて、僕らの方でしっかりと具体的に検討して、少子化に対応するための対策として、ちゃんと成果がでるような形のものでなければならぬと思っております。今、子どもをお持ちでない方が1人目を、2人目3人目がいらっしゃる方はもう1人、そうやって少しでも前向きになって、産んでいただけるような気運にもっていければ意味がないと思っております。

市町村でも、頑張っているいろいろな対策を打ってもらっていますが、それぞれが少子化対策というより、どちらかというところと人口減少対策というところでやっていて、それを目玉にしているような自治体もあるんですけども、我々としては、それはそれでやってもらうんですけども、今回、我々がやるのが、市町村の少子化対策を誘導できるように、もっていきたいというのが1つあります。

非常に難しい課題を背負わされていて、夏までに方向性を出さなければならないので、日々眠れない日を過ごしていますが、委員の皆様に参加していただいておりますので、アイデアをいただきながら進めていきたいと思っております。

今回の合計特殊出生率を分析したところ、上がったたり下がったりしながら、上昇傾向にはあるんですけど、上がっている要因というのが、少し高齢の方の出産が増えている、いわゆる団塊の世代の子どもさんたちの出産が増えているという分析をしていて、実は、若い人達の出産が少し減っている傾向があります。10年前と比べての話ですが。

若い人達が増えてこないという所もありますので、保育料に関して、若い人達で共働きであったりする方もたくさんいらっしゃいますし、一億総活躍という中でどんどん活躍していただく中で、きちんと出生率の方にも影響を与えるようなことができることを、やって生きたいと考えています。

引き続き皆様からご意見をいただきながら考えて行きたいと思っております。よろしくお願いたします。

#### 【松本部長】

ありがとうございます。何かご発言はありますでしょうか。

なければ、報告を受けて強力なバックアップの発言が出たというふうに捉えていただいて、積極的に発言してきていただけたらと思います。その時、きちんとした考え方や、道民に向かってのアクションということの、1つの材料にしていいただければと思います。道民に対するアクションということになると、きちんと、どういう考え方なんだということを出すことが大事だと思いますので、そこも含めて、意見を受けて、道として取りまとめられると考えています。

#### 議題（4）

#### 【松本部長】

それでは、その他ということで何かございましょうか。

#### 【金子主幹】

ありません。

**【松本部部长】**

それでは、今日、用意されました議題は以上でございますので、議事の進行は、事務局にお返しします。

閉 会

**【金子主幹】**

松本部部长それから委員の皆様、長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。

貴重なご意見をたくさんいただきました。事務局としましても、いただきました意見を参考にさせていただき、全てにお答えすることはできないかも知れませんが、より良い方向にするよう、引き続き検討させていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、本日の支援部会につきましては、これもちまして、終了とさせていただきたいと思ひます。遅くまで大変ありがとうございました。

お帰りの際にはお気をつけてお帰ひいただきたいと思ひます。